

平成27年度 第9回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月21日（月） 午後2時30分から午後3時30分

2. 開催場所 知名町役場会議室

3. 出席委員（16人）

会長	1番	平井久元
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	伊東里美
委員	6番	川畑伸之
委員	8番	池沢清良
委員	9番	松元道夫
委員	10番	栄米子
委員	11番	本江武
会長代行	12番	先間政美
委員	13番	元栄章裕
委員	14番	城村富忠
委員	15番	池スミ子
委員	16番	芦村利広
委員	17番	三原利昭
委員	18番	中瀬秀治

4. 欠席委員（ 人）

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第36号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第13号 農地法第18条第6項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 川野兼一

事務局主査 中野吉裕 事務局主査 田中雅俊

付 議 事 項	
14:30 ~ 15:30 事務局長	<p>ただ今から、平成27年度第9回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は全員出席ですので、総会は成立します。それでは、平井会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、前回総会から昨日までの会務報告を行います。</p> <p>1 1 / 2 2 生涯学習フェスティバル 1 2 / 4 キビ搬入式・祈願祭 1 2 / 1 8 県農業会議臨時総会</p>
議長	<p>これより議事に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>それでは、知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、18番中瀬委員、2番田尻委員を指名いたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の中野氏と田中氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>議案第35号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第35号について朗読】</p> <p>議案第35号は、売買6件、贈与1件、となっています。</p> <p>1 番 1 田皆字目手籠〇〇番地の2,050㎡です。 贈与となっています。</p>

	<p>2番1 黒貫字喜昌〇〇番地の2,504㎡です。 売買となっています。</p> <p>3番1～2 新城字田水〇〇番地の1,298㎡外1筆の合計 3,641㎡です。 売買となっています。</p> <p>4番1 新城字泉川〇〇番地の2,893㎡です。 売買となっています。</p> <p>5番1 正名字伊舎良〇〇番地の829㎡です。 売買となっています。</p> <p>6番1～2 正名字伊舎良〇〇番地6,187㎡外1筆の合計 7,274㎡です。 売買となっています。</p> <p>7番1 田皆字潮吹〇〇番地の6,363㎡です。 売買となっています。</p> <p>農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。</p>

8 番委員	<p>1 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは叔父さんに当たります。〇〇さんは、体調が悪くて、現在この畑を、〇〇さんに貸して〇〇さんが、サトウキビを植えてありますが、収穫後〇〇さんが引き取って、株出しをするということです。〇〇さんは、サトウキビを作りながら兼業農家であります。農地の集団化や地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありません。農機具等はトラクター、耕耘機、軽トラック等、揃っていますので審議をよろしくお願いします。</p>
1 7 番委員	<p>2 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人です。圃場を確認したところ、バレイショが植え付けられていました。〇〇さんはバレイショ専業農家です。農地の集団化、地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありません。農機具類は揃っておりますので、よろしくお願いします。</p>
1 番委員	<p>3 番 4 番説明</p> <p>3 番の〇〇さんと〇〇さんは知人で、4 番の〇〇さんとも知人です。〇〇さんは認定農業者で、その畑を確認したところ、サトウキビが植え付けされています。3 番も 4 番も、〇〇さんは畜産が主で、生産牛が 1 8 頭、サトウキビ、ジャガイモを作っております。機械類は畜産関係からキビ、ジャガイモに関する物は揃っております。単価が安いのが疑問に思って聞いたら、ずっと使っておって、すでに売買済みで登記してなくて、昔、買ってあったそうです。そうだったら仕方ないかということです。</p>
議長	<p>5 番について、お願いします。</p>
6 番委員	<p>5 番説明</p> <p>〇〇さんから〇〇さんは、〇〇から叔母に当たります。現在サトウキビが植えてあったんですが、今、焼いて次の方に、タバコ畑として貸すことになっています。</p>

6 番委員	<p>6 番説明</p> <p>6 番も同じくキビ畑だったんですが、5 番と 6 番は一筆になっています。そこもサトウキビ収穫後、焼いてありました。タバコ農家に貸す予定となっています。地域における農業の取り組みを阻害する恐れはありません。〇〇さんは、全て農業機械は持っています。審議のほう、よろしくお願いします。</p>
9 番委員	<p>7 番説明</p> <p>〇〇さんと〇〇さんは知人でありまして、畑の方は、キビ収穫後、次の耕運を準備してあります。〇〇さんは、ユリ農家でユリを頑張っています。機械等は全部揃ってあります。地域における農業を阻害することはありませんので、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただ今、事務局及び地区担当委員から説明がございましたが、何か質問等は、ございませんか。</p>
議長	<p>無いですか。 (はいの声あり)</p>
議長	<p>無いということですので、採決をとります。 それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は挙手でお願いいたします。 (挙手全員)</p>
議長	<p>はい、有り難うございます。 全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第36号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について事務局に説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第36号知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について、ご説明いたします。</p> <p>今月については、利用権設定が7件、所有権の移転が3件中間管理事業に係る利用権設定が3件あります。</p> <p>【議案第36号について朗読】</p> <p>利用権の設定</p> <p>1番1～5 赤嶺字前原〇〇番地外4筆 合計6,049㎡</p> <p>賃貸借 10年の新規設定となっています。 〇〇さんのお父さんの名義となっておりますが、相続人全員の同意となっています。</p> <p>2番1 瀬利覚字スマン辻〇〇番地 1,025㎡</p> <p>賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>3番1 瀬利覚字スマン辻〇〇番地 3,613㎡</p> <p>賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>4番1 瀬利覚字上山田〇〇番地 958㎡</p> <p>賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>5番1 瀬利覚字與那二〇〇番地 430㎡</p> <p>賃貸借 5年の新規設定となっています。</p> <p>6番1 瀬利覚字阿左真〇〇番地 2,097㎡</p> <p>賃貸借 10年の新規設定となっています。</p> <p>7番1～3 瀬利覚字與那二〇〇番地外2筆 合計1,671㎡</p> <p>賃貸借 10年の新規設定となっています。</p>
------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>事務局</p>	<p>所有権の移転</p> <p>1 番 1 ～ 2 屋子母字ゲンテナ〇〇番地2,637㎡外1筆 合計 6,023㎡ 売買 知名町住吉〇〇氏から地域振興公社へ</p> <p>2 番 1 ～ 3 田皆字汐道〇〇番地3,894㎡外2筆 合計8,424㎡ 売買 知名町田皆〇〇氏から地域振興公社へ</p> <p>3 番 1 ～ 3 田皆字瀬利切〇〇番地 993㎡外2筆 合計6,647㎡ 売買 地域振興公社から知名町田皆〇〇氏へ</p> <p>農業経営基盤強化促進法18条第3項の各要件を満たしております。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。 補足説明を、地区担当委員にお願いします。</p>
<p>1 1 番委員</p>	<p>1 番説明（利用権の設定）</p> <p>〇〇さんのお父さんが、先月亡くなって、子供さんが帰ってきました。この土地については、〇〇さんがずっと、父と口契約でしていましたが、今回農業委員会を通して、利用権設定をすることです。〇〇さんは、キビが主ですけど、マメ、ジャガイモを作っております。農機具等はすべて揃っていますので、よろしくお願いします。</p>

1 8 番委員	<p>2 番 3 番 4 番説明</p> <p>開発組合がキビを植えていた、山の畑であります。その3筆〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんは知人関係でございます。〇〇さんが新しく借りてキビを植えるということです。現在この三つはキビを開発組合が刈って、畑を耕して使える状態にしてあります。農機具は全部揃っておりますので、よろしくご審議をお願いします。</p>
1 8 番委員	<p>5 番 6 番 7 番説明</p> <p>〇〇さんは、〇〇さんの名義であった土地が〇〇さんへ変わったところ、農業委員会を通して貸したいという連絡をもらいまして、與那二については〇〇さんがキビを植え付けてあると、阿左真については〇〇さんがキビを植えてある、與那二と上山田については〇〇さんがキビを植えてあると判明しましたので、三方と話をし利用権設定を行ったところでございます。機械は3名とも持っておりますので、よろしくご審議頂ければと、思っております。</p>
議長	<p>はい、ただいまの事務局及び地区担当委員の補足説明がございましたが、質問等はございませんか。</p>
8 番委員	<p>7 番の〇〇さんは77歳ですけども、設定が10年となっておりますが、疑問はなかったんですか。</p>
1 8 番委員	<p>子供は3名になっておりますので、三名の中の一人〇〇、子供が、後継者がいますので、心配はないかと、一応親父の名前で借りています。</p>
8 番委員	<p>5 番についても、後継者はいるんですかね。</p>

18番委員	5番に関しては、島には、後継者はいないんですが、今キビを植えてありますので。
8番委員	これについては、5年なので大丈夫と思います。
議長	はい、他に、よろしいですか。 (はいの声あり)
議長	それでは採決をとります。 賛成の方は挙手でお願いします。 (挙手全員)
議長	ありがとうございます。 全員賛成ですので、原案に対しては許可決定いたします。
議長	それでは、所有権の移転について地区担当委員に補足説明をお願いします。
3番委員	1番説明 〇〇さんが作っていたんですが、今、現在は、〇〇さんが、サトウキビを作っております。1個所は新植夏植えで、あと1個所については収穫をするということでありました。その後は〇〇さんが、する予定だということを知っております。〇〇さんについては、地域でハーベスターを持って、認定農業者でもあります。地域農業を阻害する恐れはありませんので、審議をよろしく願います。

8 番委員	<p>2 番 3 説明</p> <p>2 番の汐道については、〇〇さんがトウモロコシを植えてあります。</p> <p>阿蘭口の 2 筆については、ロータリー済みでありました。〇〇さんは畜産専門で、機械等は全て揃っています。</p> <p>3 番については、サトウキビが植えてあります。〇〇さんについては、サトウキビ専作農家で、ハーベスターを持っています。どちらも、農地の集団化や農作業の取り組みを阻害する恐れはありませんので、よろしく、お願いします。</p>
議長	はい、ただいまの地区担当委員から補足説明がございましたが、聞きたいことはございませんか。
議長	<p>ございませんか。</p> <p>(はいの声あり)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声あり)</p>
議長	はい、それでは、所有権の移転に対して賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長	はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、許可決定いたします。
議長	それでは、中間管理事業による利用権設定について、事務局に説明をお願いします。

事務局	<p>先ほど、農用地利用配分計画（案）について説明した件でございます。</p> <p>（個別案件 氏名・地番・面積については別紙を参照）</p> <p>正名地区の226筆の590,465㎡が農地中間機構に貸し付けを予定しております。</p> <p>また、田皆・矢護仁屋地区の271筆617,186㎡が農地中間管理機構に貸し付けを予定しております。</p> <p>農地の特記事項のほうに、賃借料相殺と記載しておりますけど、こちらのほうは、貸出者と借受者が同一ですので、賃借料は相殺されてゼロ円となっております。</p> <p>14ページ以降が、田皆・矢護仁屋地区になります。22ページまでとなっております。</p> <p>期間につきましては、10年、6年、相続未登記は5年の契約を予定しております。</p> <p>詳細については、先ほど説明しましたので省略させていただきます。以上です。</p>
議長	<p>何か聞きたいことは、ございませんか。</p> <p>よろしいですか。（はいの声あり）</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明に対して賛成の方は挙手でお願いします。（挙手全員）</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>全員賛成ですので、ただ今の原案は許可決定いたします。</p>
議長	<p>それでは報告第13号、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>【報告第13号について朗読】</p> <p>今回、中間管理機構との利用権設定ということで、地域集積協力金に関しまして、今まで、利用権設定や、3条の契約を解除する必要があります。まず、4件が出てきています。総計で400筆ほどありますので、残りのほうが、固まってないのがありますので1月に報告させていただきます。</p> <p>合意解約 4件</p> <p>1番 住吉字大戸〇〇番地 1,627㎡ 中間管理事業への載せ替え解約</p> <p>2番 正名字黒平〇〇番地 4,378㎡ 中間管理事業への載せ替え解約</p> <p>3番1～5 正名字城籠堂〇〇番地外4筆 13,489㎡ 中間管理事業への載せ替え解約</p> <p>4番1～4 正名字ウロク畑〇〇番地外3筆 10,912㎡ 中間管理事業への載せ替え解約</p>
議長	はい、ただ今の事務局の報告に対して聞きたいことはございませんか。
議長	よろしいですか。(はいの声あり)
議長	有難うございます。それではその他について事務局にお願いします。

事務局	次回総会 平成28年1月18日（月）午後1時30分より
事務局	(1) 利用状況調査報告・利用意向調査について
議長	以上で、平成27年度第9回知名町農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

平成27年12月21日

議 長 平 井 久 元

署名委員 中 瀬 秀 治

署名委員 田 尻 博 樹